

鈴鹿市職員措置請求書

令和 4 年 1 月 27 日

鈴鹿市監査委員 殿

末松則子 市長 及び 坂佳徳 文化スポーツ部長に関する措置請求の要旨

1, 措置請求の趣旨

県営都市公園「鈴鹿青少年の森」に関し令和 3 年 6 月 21 日付で三重県に行った公園施設設置等許可申請及び施設使用料減免申請は公益性があるとは言えず、三重県に財政的損失をもたらし一民間企業への利益供与の疑いがある。

三重県の令和 3 年 6 月 29 日付「設置許可」では、設置等の期間が満了したとき鈴鹿市に原状回復をもとめており、同申請に関わった市長及び担当部長に対して、スタジアム撤去費用及び植林など原状回復相当額 1 億円の鈴鹿市への返還を求める。

また、同申請は違法又は不当な申請であるので同申請の取り消し(撤回)を求める。

2, 措置請求の理由

(1)末松則子市長および坂佳徳文化スポーツ部長は、三重県に対し令和 3 年 6 月 21 日に県営鈴鹿青少年の森への「サッカースタジアム設置許可申請」及び「施設使用料減免申請」を行い、令和 3 年 6 月 29 日付で三重県から「設置許可」を受けた。

三重県は、三重県都市公園条例第 10 条第 2 項「知事は、前項の使用料については、公益上有益であると認められるものについて、当該設置者等、行為者又は第七条第一項に限定する公園施設を利用しようとする者に対し、当該使用料の額の減免をすることができる」に基づいて、使用料の免除の許可を行った。

鈴鹿市は、令和 3 年 6 月 28 日に(株)アンリミテッド(以下、ア社と呼ぶ)らと協定を結び、使用料免除で設置・管理を行わせるという手法でサッカースタジアムを建設することを許可した。

(2)このスタジアム建設には3つの問題点がある。

一つは、ア社が建設・管理運営するスタジアムに公益性があるかということである。鈴鹿市が三重県に提出した都市公園施設使用料減免申請書(令和3年6月21日)において「……本施設が単なる運動施設ではなく、複合的な機能を組み合わせた多機能複合型交流施設を検討しており、サッカー以外の文化イベントの開催や、避難所など防災面での活用、積極的な地域への施設の開放などは、公園全体の賑わいの創出にもつながり、これらの取組は、都市公園の設置目的にも合致するものと考えられます。」「公益性が高く、広く活用ができる施設として本市が設置することについて使用料の減免を申請します。」と述べているが、設置し管理運営するのはア社であり、ここに書かれたようなことが確実に実行される保証はない。昨今多くの企業がスポーツ振興や地域貢献を掲げて企業活動を展開している。ア社が建設・管理運営するスタジアムに使用料の減免を行うことは、一民間企業への利益供与の疑いがある。

また、協定書には「災害時等において緊急に対応することが認められるときは」市の要請に基づき「施設の使用について協力するものとする」(同2項)とされてはいる。しかし、この点についても昨今は多くの民間企業が災害時に緊急の必要があるような場合には施設を公開することとしているのであって、この程度のことで使用料を一切免除するほどの公益性があるとは到底認めがたい。

このように、結局のところ建設しようとしているサッカースタジアムは、紛れもなく民設・民営による民間企業の施設なのであるから、施設使用料を一切免除するほどの公益性があるとは到底言えない。

(3)二つは、公園利用者にも市民にも、市議会にも説明せずに市長と知事と設置運営会社だけで決めていることである。

都市公園法では、公園内にサッカースタジアムを含む運動施設を造ることは認められている。同時に、都市公園法運用指針(第4版2018年3月)では、公園管理者以外の者の公園施設の設置等について(法5条関係)では、改正の趣旨について次のように述べている。「…本制度の活用により、都市公園の利用の促進等の機能の向上、都市公園の整備・管理への住民の参画の促進、地域のニーズに対応した都市

公園の整備・管理の促進、地域の活性化、住民の自然愛護や環境保護に対する意識の向上等の効果が期待される場所である。」

都市公園法改正の狙いは、市民に愛される都市公園作りであり、公園利用者にも市民にも声を聞かず説明もせず進めてきたことは、都市公園法の趣旨に反し、住民自治の原則を大きく逸脱している。

(4)三つは、将来的に鈴鹿市が財政負担を負う可能性が大きいことである。

鈴鹿市とア社が結んだ協定書では、「施設の設置及び設置に伴う公園の機能復旧等に係る費用については、すべて乙(ア社)が負担する」(第 6 条)、「本協定を解除した時は、乙は乙の負担において現状に回復しなければならない」(第 13 条)となっているが、ア社が運営を続けられなくなった場合については書かれていない。

三重県から鈴鹿市への「都市公園施設の設置許可」の条件とされている「原状回復」は鈴鹿市が行なうもので、ア社ではない。サッカースタジアム建設や運営が続行できなければ、その場合に発生する財政負担は鈴鹿市が負うことになることは明らかである。ア社は、その資金力とサポーター数において、Jリーグめざす他のクラブと比べて大きく劣っている。

市議会ではサッカースタジアム建設や運営が続行できなくなる可能性について質問があったが、市長ならびに文化スポーツ部長は「そうならないよう応援していく」と述べるだけで、ア社のサッカースタジアム建設や運営が破綻する可能性について根拠を示して否定することはできなかった。

また、都市公園法運用指針(第 4 版)では、公園管理者以外の者の公園施設の設置等について「当該公園施設を設置又は管理するのに十分な能力や財産的基礎を有する者であるかどうかを審査のうえ、適切な者に対してのみ許可を与えることが望ましい。」とされている。しかし市長は、ア社の財産的基礎、資金力や資金計画について、「Jリーグから財務面の審査も受けている」として独自の審査を怠っている。

更に、ア社は、運営するサッカーチームの公式ホームページに、2021 年 12 月 12 日「弊クラブ元執行役員からの告発に関しまして」と題する記事を投稿した。具体的内容としては「我々、鈴鹿ポイントゲッターズは現在、弊社元執行役員・塩見大輔氏よ

り、5,000 万円の金銭要求を受けております。具体的に説明致しますと、『5,000 万円の支払いと代表取締役・吉田雅一の辞任、この 2 つが実行されない場合、不正を公表する』という内容です。塩見氏からの金銭要求に関しましては、今回で 2 度目になります。1 度目は、本年 7 月 26 日に同様の内容で 2,500 万円の金銭要求を受けておりました。塩見氏が指摘する不正行為の内容は、複数あり、趣旨が判然としない指摘も多数を占めておりました。弊社としては、塩見氏が指摘するような不正行為は存在しないものと認識しておりましたが、塩見氏からの執拗な金銭要求に畏怖を覚えてしまい、また塩見氏が一方的に事実を捻じ曲げて、あたかも弊社に不正が存在するかのような虚偽の情報を拡散することを恐れ、2,500 万円を支払い、関係を断ち切るという選択をしてしまいました。」と記載されている。

(<https://suzuka-un.co.jp/news/44850/>)

なお、ア社は、資本金 1 億円に満たない会社である。また、三者協定の当事者となっている(株)ノーマークも 2 億 1,000 万円(資本準備金含む)の会社である。

このように、公園の使用料免除を受けているサッカーチームの運営団体は組織内部において金銭問題で揉めており、不当な金銭要求に対して 2,500 万円を支払ってしまうようなことを過去には行っていることを自認している会社であって、財政的な安定性に欠けると言わざるを得ない。

また、Jリーグ規格のスタジアム建設には 100 億円以上の資金が必要であると言われており、上述の通りサッカーチームの運営団体は財政的な安定性に欠けていると言わざるを得ないことから、サッカースタジアムとしての利用がなされず放置され、原状回復もなされないままとなる可能性がある。その場合、原状回復費用は鈴鹿市が負担することになる。

(5)以上のことから、建設しようとするスタジアムは公益性があるとは言えず、都市公園法の趣旨に反し住民自治の原則を逸脱している。三重県への設置申請は三重県に財政的損失をもたらし、一民間企業への利益供与の疑いがある。

また、三重県からの設置許可は鈴鹿市に原状復帰をもとめるものであり、鈴鹿市に財政的損害を与える。ア社は財政的な安定性に欠けているにも関わらず財産的基

礎の審査を怠っている。

同申請に関わった市長及び担当部長に対して、スタジアム撤去費用及び植林など原状回復相当額 1 億円に相当する損害を市に返還させるべきである。

また、先に述べたように、鈴鹿市と(株)アンリミテッド社が結んだ協定は違法又は不当なものであるので、協定の取り消し(撤回)をするよう求める。

3, 請求者

三重県鈴鹿市

三重県鈴鹿市

三重県鈴鹿市

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

添付文書

- 1, 公園施設設置等許可申請書(鈴鹿市)
- 2, 都市公園施設使用料減免申請書(鈴鹿市)
- 3, 多機能複合型施設(スタジアム)の設置及び管理に関する協定書(鈴鹿市)
- 4, 設置許可書(三重県指令県土第 12-78 号)
- 5, Jリーグ百年構想クラブ認定に係るJリーグ役員ヒアリング結果
- 6, Jリーグ百年構想クラブ認定に係るJリーグ担当ヒアリング結果